医政地発 1016 第１号
医政研発 1016 第１号
令和２年 10 月 16 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医政局研究開発振興課長
（　公　印　省　略　）

地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した地域医療情報連携ネットワークに係る
適切な予算執行の徹底について

地域医療介護総合確保基金（医療分）の「ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備」事業を活用した、地域医療情報連携ネットワーク（以下「地連ＮＷ」という。）の構築については、既に「地域医療地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る適切な予算執行の徹底について」（令和元年８月８日付け医政地発 0808 第１号・医政研発 0808 第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長、医政局研究開発振興課長連名通知）及び「地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した地域医療情報連携ネットワーク構築に当たっての留意点について」（令和元年９月 24 日付け医政研発 0924 第１号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）により、その適切な予算執行の徹底及び地連ＮＷ構築に当たっての留意点についてお知らせしているところです。

更に、令和２年度の申請に当たっては、地連ＮＷの利用が低調な事例があるとの会計検査院の指摘等を踏まえ、地域医療構想の実現に資する地連ＮＷへの支援に厳格化をするため、下記１のとおり支援対象となる地連ＮＷの最低限の要件を定めますので、令和２年 10 月 22 日までに、厚生労働省医政局研究開発振興課まで別添資料の御提出をお願いいたします。

また、下記２のとおり、今後、各都道府県の地連ＮＷについて目標値等の設定を検討しているため、ご承知おきください。

地域医療介護総合確保基金を有効活用する観点から、各都道府県におかれましては、適切に申請を行っていただくとともに、各事業主体に対して適切に指導を実施するようお願いいたします。

記

１．支援対象となる地連ＮＷの最低基準として以下の（ア）～（キ）全てを満たしていることを要件とする。

（ア）開示医療機関が複数（２以上）あること
（イ）毎月、ネットワークへの新規登録患者がいること（過去１年間の実績）
（ウ）ネットワークへのアクセスが毎月あること（過去１年間の実績）
（エ）ネットワークへアクセスしている医療機関が複数（２以上）あること
（オ）参加医療機関の負担があること（会費収入等の自主財源があること）
（カ）標準的な規格に基づいた相互運用性の確保を図るため、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリー、病名、医薬品名、臨床検査、画像を用いた医療機関間の情報連携の際には、厚生労働省標準規格の採用を原則とすること。
（キ）医療機関間連携の際に、厚生労働省標準規格である、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリーによる情報共有を行った実績があること、又はその計画があること。

２．更に今後、各都道府県において地域の医療連携体制を構築していくための地連ＮＷの在り方について、地連ＮＷの数、カバーする圏域、共有する医療情報の種類、登録患者数や参加医療機関数の目標値等の設定の検討を行うこととする。

ただし、その設定内容及び設定時期については、各地域の実情や全国の医療機関等で保健医療情報を確認できる仕組みの進捗、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえるものとする。

別添資料

地域医療情報連携ネットワークの稼働状況にかかる確認事項

記入日　令和　年　月　日

都道府県名：

地域医療連携ネットワーク名：

事業実施年度：

地連ＮＷの稼働状況確認項目	要件該当非該当	実績値	備考
１．開示医療機関が複数（２以上）あるか ※実績値には、「開示医療機関数」を記載			
２．ネットワークへの新規登録患者が毎月いるか（過去１年間の実績） ※実績値には、過去１年間の新規登録患者数の実績を記載 （12ヶ月すべて記載すること） ※システムの仕様上、実績値が確認出来ない場合は、代替の確認手段及びその結果を備考欄に記載			
３．ネットワークへのアクセスが毎月あるか（過去１年間の実績） ※実績値には、過去１年間のアクセス数の実績を記載 （12ヶ月すべて記載すること） ※システムの仕様上、実績値が確認出来ない場合は、代替の確認手段及びその結果を備考欄に記載			
４．ネットワークへアクセスしている医療機関が複数（２以上）あるか ※システムの仕様上、実績値が確認出来ない場合は、代替の確認手段及びその結果を備考欄に記載			
５．参加医療機関の負担があるか（会費収入等の自主財源があるか） ※実績値には年間の自主財源（単位：千円）を記載 ※備考には、会費収入以外の自主財源について記載			
６．標準的な規格に基づいた相互運用性の確保を図るため、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリー、病名、医薬品名、臨床検査、画像を用いた医療機関間の情報連携の際には、厚生労働省標準規格の採用をしているか（原則採用すること）	診療情報提供書（紹介状）	退院時サマリー	病名（ICD10）
	医薬品（HOTコード）	臨床検査（JLAC10）	画像（DICOM）
７．医療機関間連携の際に、厚生労働省標準規格である、診療情報提供書（紹介状）、退院時サマリーによる情報共有を行った実績があるか、又は情報共有を行う計画があるか ※６において、「情報連携項目に無い」を選択した場は回答不要	診療情報提供書（紹介状）	退院時サマリー	備考